

梨齒学第 44 号  
今年 2 年 7 月 29 日

歯科医院 院長 各位

山梨県歯科衛生専門学校  
校長 七沢 久子  
( 職 印 省 略 )

アルバイト学生の仕事内容申し合わせのお願いと  
承諾書の依頼について

平素より、本校へのご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本校では平成 29 年度より歯科医院でのアルバイトを学生に紹介して参りました。アルバイトの内容といたしましては、別紙 1「学生の歯科医療機関でのアルバイトについての申し合わせ事項」、第 4 条のとおりとなっております。

つきましては、大変お忙しい中恐縮ですが、今後も安全に歯科医院でのアルバイトを継続するために、アルバイトの内容についてご確認いただき、承諾書にご署名して同封の返信用封筒にて返送をお願いいたします。

なお、承諾書が届き次第、学生へのアルバイトが許可されますことを何卒ご理解、ご協力頂けますよう重ねてお願い申し上げます。

追伸：

学生により、B 型肝炎のワクチン接種が完了しておりません。感染予防、また針刺し事故などに十分にご注意、ご配慮いただけますよう、お願いいたします。

# 承諾書

令和3年 月 日

「学生の歯科医療機関でのアルバイトについて申し合わせ事項」について承諾いたしました。

(歯科医院名)

(院長名)

自署

## 学生の歯科医療機関でのアルバイトについての申し合わせ事項

### (目的)

第1条 この申し合わせ事項は、本校の学生の歯科医療機関でのアルバイトに関し必要な事項を定めるものとする。

### (届け出)

第2条 本校の学生が、歯科医療機関でアルバイトをする場合は、所定の様式による届け出制とする。

### (臨床実習中の実習生による実習先歯科医療機関におけるアルバイト)

第3条 臨床実習生の臨床実習中の実習先歯科医療機関でのアルバイトは、禁止する。ただし、採用内定後の歯科医療機関については、この限りではない。

### (仕事の内容)

第4条 仕事の内容および範囲については、歯科助手の内容とし次のとおりとする。

- (1) 治療で使用した器具の洗浄・滅菌。
- (2) 治療の準備。
- (3) 患者の誘導。
- (4) 受付け。
- (5) 掃除・洗濯。

### (雑則)

第5条 歯科医療機関以外のアルバイトについては、学業を優先し、学生の身分にふさわしくないものや危険を伴うものは絶対にしない。

### 附 則

この申し合わせ事項は、平成28年4月1日より施行する。